

駐輪場の利用方法

1 駐輪場料金

- (1) 利用者は、駐輪場に掲出した料金額及び料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金を支払うものとします。
- (2) 駐輪時間は、原則として車輛入庫認識装置が感知した駐輪スペースへの入庫から出庫までの時間とします。
- (3) 駐輪料金は、駐輪場内に備え付けの精算機、又は総合受付（グリーンハウス）での精算により支払いいただくものとします。

2 駐輪方法

(1) 精算機付き駐輪場による精算

- ア 入庫時は、ロックがかかっていることを確認のうえ、示された駐輪スペース内に駐輪してください。
- イ 出庫時は、精算機にて駐輪した車室番号ボタンを押し、必ず駐輪料金をお支払いください。
- ウ 精算後、ロックが解除されていることを確認のうえ、3分以内に出庫してください。
- エ 3分を経過しロックが再セットした際は、再度駐輪料金をお支払いの上、出庫してください。

(2) 臨時駐輪場による総合受付（グリーンハウス）での精算

- ア 総合受付（グリーンハウス）で利用時間を申し出のうえ、料金を支払い駐輪許可証を受け取り、自動車・バイク等の見える場所に取り付けてください。
- イ 定められた駐輪場に駐輪してください。
- ウ 予定していた利用時間を超えた場合は、超過時間相当の料金を総合受付（グリーンハウス）で支払ってください。

3 駐輪場利用時間

- (1) 24 時間
- (2) 継続して 48 時間を超えて駐輪できないものとします。但し、止むを得ない場合には総合受付までご相談ください。

4 駐輪できない車輛・不正駐輪

- (1) 本駐輪場は、以下の車輛以外は、駐輪できないものとします。
 - ア 自転車の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
1785mm 以下	600mm 以下	1100mm 以下	32mm 以上 48mm 以下	20kg 以下

イ 原動機付自転車(排気量 50cc 以下)の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
1900mm 以下	700mm 以下	-	900mm 以下	-

ウ 自動二輪車(排気量 50cc 超)の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
2400mm 以下	1000mm 以下	-	-	-

エ ア～ウの基準に該当する車輌でも、下記の車輌は駐輪することはできません。

(ア) タイヤ幅が太い車輌、又はロックできない形状の車輌。(総合受付(グリーンハウス)での事前精算の場合は、駐輪いただけます。)

(イ) 車輌入出庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車輌。

(ウ) 自動二輪車・原動機付自転車のナンバーに覆いがされ、又は取り外されている車輌等、ナンバーの読み取りが困難な車輌。

(エ) 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車輌。

(オ) 無登録車輌、車検切れ車輌等、一般道路を走行することが禁じられている車輌。

(カ) 付属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器又は他の車輌の損傷を発生させるおそれのある車輌。

(キ) 危険物、その他安全・衛生を害するおそれがある物、悪臭発生や液汁漏出の原因となる物を積載した車輌。

(ク) 他車輌との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車輌。

(2) 当駐輪場の利用者又は駐輪場以外に駐輪をしていた利用者が、駐輪料金を支払わず車輌を敷地外へ移動したときは、その利用者に対し、駐輪料金を請求する場合があります。

5 その他注意事項

(1) 敷地内は、時速 8 キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全に十分に配慮すること。

(2) 車輌内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持すること。

- (3) 自動二輪車・原動機付自転車はエンジンを必ず停止すること。
- (4) 駐輪中の車輻に動物を放置すること。
- (5) 駐輪スペースではロック装置に正しくセットすること。ロック装置にセットされていない場合は施設管理者、又は駐輪場係員がセットします。
- (6) 前号に掲げるものの他は、全て、施設管理者、又は駐輪場係員の指示に従うこと。
- (7) 別紙1施設の利用方法（共通事項）をご確認ください。

6 禁止事項

- (1) 駐輪場の車室以外の場所へ駐輪をすること。
 - ※ 外構の各箇所に駐輪場が設置しています。
- (2) 駐輪ロックがかかるのを妨げること。
- (3) 大音量でのステレオ、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為をすること。
- (4) ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てること。
- (5) 敷地内での車輻の駐輪以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動等）をすること。
- (6) 非衛生的なものを積載・取付けている時や液汁を出したり、こぼれる恐れがある場合に入場すること。
- (7) 駐輪枠線外に駐輪すること。
- (8) 車室をまたがって駐輪すること。
- (9) カラーコーン・テープ・ロープ等にて封鎖している車室に許可なく進入もしくは駐輪している場合。
- (10) 料金を精算せずに出庫する行為。

7 免責事由

- (1) 施設管理者は、敷地内における車輻又はその積載物の盗難、紛失又は毀損に係る次の事項について原則として責任を負いません。
 - ア 利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐輪場内に存在する車輻、又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害。
 - イ ラックやロック装置で車輻にキズ等が生じた場合の損害。
 - ウ 車輻をチェーン等の器具で固定していることにより、ロック装置にセットできない場合の、固定器具の切断。又、切断した器具の補償や損害。
 - エ 機器の故障等で入出庫不可能な場合、利用者の判断により無理に入出庫されたことが原因による車輻の損害。又、出庫までお待ち頂く時間や新たに発生する機会損失等の損害。
 - オ トラブル処理等の際し、お客様のご都合による代車、タクシー代等の費用。
 - カ 車室番号を誤って精算された場合の損害。
 - キ 車輻、積載物、取付け物及び車内の留意品についての盗品による利用者の損害

(自転車盗、部品盗)。

- ク 駐輪できない車輛・不正駐輪の規定に違反した車輛を駐輪したことに伴う損害。
- ケ その他利用者の自己過失による損害。
- コ 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害。
- サ 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。
- シ 施設管理者の責めによらない事由による出庫不能により利用者が被った損害及びその他の損害。
- ス 車輛を他の場所に移動の上、課金等の対応を取る場合があります。当該対応により生じる車輛の汚損、破損、故障その他の不具合・損失。

8 その他重要事項

- (1) 施設管理者は、駐輪場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車輛の移動その他必要な措置を講ずることができるものとします。
- (2) 利用者が予め施設管理者への届出を行なうことなく7日間を超えて車輛を駐輪している場合、撤去の対象とします。
- (3) 施設管理者は、車輛に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。
- (4) ビデオ・カメラ等により駐輪場内及びその周辺を撮影している場合があり、施設管理者は任意にこれを不正駐輪の取締りに使用し、又は防犯・捜査等のための当局に提出する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。
- (5) 上記の他は、全て施設管理者の指示に従うものとします。